



北海道教育委員会教育職員免許法認定講習における科目履修等に係るQ&A
 (特別支援学校教諭1・2種免許状(知的・肢体・病弱)取得課程)

令和5年度北海道教育委員会教育職員免許法認定講習 開設科目一覧	
課程名	I 特別支援学校教諭1・2種免許状(知的・肢体・病弱)取得課程
科目名	①特別支援教育の基礎理論
	②知的障害者の心理・生理・病理・教育課程・指導法
	③肢体不自由者の心理・生理・病理・教育課程・指導法
	④病弱者の心理・生理・病理・教育課程・指導法
	⑤重複・LD等の心理・生理・病理・教育課程・指導法①
	⑥重複・LD等の心理・生理・病理・教育課程・指導法②

番号	分類	質問内容	回答
1	単位の修得にあたって1 (全ての講習に参加できない場合)	○特別支援学校教諭免許状を取得したいと考えています。 今年度開催される北海道教育委員会教育職員免許法認定講習(以下「本講習」という。)のスケジュールを確認しましたが、全ての講習日に出席することができません。 今後、全ての単位を修得するには、来年度開催予定の本講習を受講すれば良いのでしょうか？	○今年度の本講習のみで必要単位を修得することが難しい場合には、 (1)来年度以降に開催予定の本講習で不足単位分を修得する。 (2)別紙2「特別支援学校教諭免許状を取得可能な大学一覧」に掲載している大学等で不足単位分を修得するなどの方法が考えられます。
2	単位の修得にあたって2 (免許取得可能大学)	○特別支援学校教諭免許状の取得(又は領域の追加)にあたり、必要な単位を、本講習または通信教育で修得したいと考えています。 通信教育では、どこの大学で免許を取得できますか？	○別紙2「特別支援学校教諭免許状を取得可能な大学一覧」を確認ください。
3	複数の日程からの科目選択方法について1	○今回、同一科目の講師が、A日程とB日程両方を担当するケースが見られる。 同一科目については2日間の出席が求められていることは承知しているが、必ずA日程又はB日程の区分で2日間出席しなければならないのか(例えば、1日目をA日程で、2日目をB日程で受講することはできないか)？	○受講者の出席管理の関係、また、必ずしもA日程とB日程で同様の授業内容となるとは限らない等の理由から、同一科目においては、必ずA日程又はB日程の区分で2日間出席してください。 (1日目をA日程で、2日目をB日程で受講することはできません。)
4	複数の日程からの科目選択方法について2	○1つの科目をA日程で選択し、他の科目をB日程(またはC日程)で選択することは可能ですか？	○異なる科目であれば、A、B、C日程の区別を問わず申込みできます。 (例えば、1つの科目をA日程で、それ以外の科目をB日程で受講することは可能です。) この場合、同日に複数の科目を重複して選択しないよう <u>注意願います。</u>
5	2種免許状申請に必要な科目 (知的・肢体・病弱)	○特別支援学校教諭免許状の取得にあたり、必要な単位を全く修得していません。 本講習で、特別支援学校教諭2種免許状(知的・肢体・病弱)を取得したいと考えています。 何の科目を履修すれば良いのでしょうか？	○特別支援学校教諭2種免許状(免許状に定められる領域:知的・肢体不自由・病弱)を取得するためには、上記の表「令和5年度北海道教育委員会教育職員免許法認定講習 開設科目一覧」(以下、「上記の表」とする。)に示されている①～⑥の科目を、全て修得していただく必要があります。
6	1種免許状の申請の可否(2種免許を所有していない)	○現在、特別支援学校教諭免許状を所有していません。 本講習を受講して、直接、特別支援学校教諭1種免許状(知的・肢体・病弱)を取得することは可能ですか？	○これまで、特別支援学校教諭免許状を有していない方が、本認定講習で単位を修得して、特別支援学校教諭1種免許状を取得することはできません。
7	新たに1種免許状を授与申請するための要件	○本講習を受講して、新たに特別支援学校教諭1種免許状の授与を申請することができるのは、どのような人ですか？	○本講習を受講して、新たに特別支援学校教諭1種免許状の授与を申請することができるのは、次の両方の要件を満たす方に限られます。 (1)既に、特別支援学校教諭2種免許状を所有していること。 (2)特別支援学校教諭2種免許状取得後、特別支援学校(小・中学校の特別支援学級は含まない。)において3年以上、所有している教育領域のいずれかに係る指導を行っていること。

番号	分類	質問内容	回答
8	1種免許状への上進の可否(特別支援学級の経験)	○現在、特別支援学校教諭2種免許状(知的、肢体、病弱)を有しています。 2種免許状取得後、小学校の特別支援学級で、指導を3年以上行ってまいりました。 本講習で必要単位を修得して、2種免許状を1種免許状に上進することは可能ですか？	○本講習で特別支援学校教諭1種免許状を取得するためには、特別支援学校教諭2種免許状取得後、特別支援学校(小・中学校の特別支援学級は含まない。)で、所有領域のいずれかを教授している年数が3年以上あることが必要です。 特別支援学校教諭2種免許状取得後、特別支援学校における指導経験がない場合には、本講習で必要な単位を修得して1種免許状を申請することはできません。
9	1種免許状への上進に必要な科目1	○現在、特別支援学校教諭2種免許状(知的、肢体、病弱)を有しております。 2種免許状取得後、特別支援学校で、知的障害の指導を3年以上行ってまいりました。 2種免許状を1種免許状に上進したいのですが、何の科目を取得すれば良いですか？	○特別支援学校教諭2種免許状(免許状に定められる領域:知的・肢体不自由・病弱)を1種免許状に上進させるためには、上記の表に示されている①～⑥の科目を、全て修得していただく必要があります。 これにより、特別支援学校教諭1種免許状(知的・肢体不自由・病弱)の申請が可能となります。
10	1種免許状への上進に必要な科目2	○現在、特別支援学校教諭2種免許状(知的)を有しています。 2種免許状取得後、特別支援学校で、知的障害の指導を3年以上行ってまいりました。 2種免許状を1種免許状に上進したいのですが、何の科目を取得すれば良いですか？	○特別支援学校教諭2種免許状(免許状に定められる領域:知的)を1種免許状に上進させるためには、上記の表に示されている①～⑥の科目を、全て修得していただく必要があります。 これにより、特別支援学校教諭1種免許状(知的)の申請が可能となります。
11	2種免許への領域追加に必要な科目(肢体又は病弱領域の追加)	○現在、特別支援学校教諭2種免許状(知的)を所有しています。 本講習を受講して、「肢体不自由」(又は「病弱」)に係る領域を追加したいと考えています。 何の科目を履修すれば良いでしょうか？	○所有されている免許状に「肢体不自由」に係る領域を追加したい場合、上記の表「③肢体不自由者の心理・生理・病理・教育課程・指導法」の履修が必要です。 「病弱」の領域を追加したい場合、上記の表「④病弱者の心理・生理・病理・教育課程・指導法の科目」の履修が必要です。
12	本講習の申込資格について1(経験年数が3年に達していない場合)	○本講習で、教員としての経験年数3年を利用して特別支援学校教諭免許状を取得したいのですが、現時点で教員としての経験年数が3年に達していない場合、申込みを行うことができないのでしょうか？	○現時点で教員としての経験年数が3年に達していない場合であっても、本講習に申し込むことは可能です。 ただし、実際に特別支援学校教諭免許状の申請を行う際には、教員としての3年分の実務証明が必要となります。
13	本講習の申込資格について2(領域追加で経験年数が1年に達していない場合)	○本講習で、教員としての経験年数1年を利用して、既に有している特別支援学校教諭2種免許状に、新たな教育領域を追加したいと考えておりますが、現時点で教員としての経験年数が1年に達していない場合、申込みを行うことができないのでしょうか？	○現時点で教員としての経験年数が1年に達していない場合であっても、本講習に申し込むことは可能です。 ただし、実際に特別支援学校教諭免許状の申請を行う際には、教員としての1年分の実務証明が必要となります。
14	本講習の申込資格について3(期限付教諭や非常勤講師の経験)	○本講習は、教員としての経験年数を利用して特別支援学校教諭免許状を取得(又は領域の追加)するための課程と聞いていますが、これには養護教諭や実習担任教諭の経験も含まれますか？	○特別支援学校教諭免許状の申請に必要な教員としての経験年数には、期限付き教諭(臨時的任用教諭、任期付き教諭)や非常勤講師の経験年数も含まれます。 ○ただし、非常勤講師の場合には、週あたりの担当時間数により、満度に年数換算できない場合や、全く換算できない場合も生じます。必要により、当職あて確認ください。
15	本講習の申込資格について4(養護教諭や実習担任教諭の経験)	○本講習は、教員としての経験年数3年を利用して特別支援学校教諭免許状を取得するための課程と聞いていますが、これには養護教諭や実習担任教諭の経験も含まれますか？	○特別支援学校教諭免許状の申請に必要な「教員としての経験年数」には、養護教諭や実習担任教諭の経験年数は含まれません。 従って、養護教諭や実習担任教諭は、本講習の受講対象外となります。
16	本講習修了後の特別支援学校教諭2種免許状申請手続について	○本講習を受講後、北海道教育委員会から「学力に関する証明書」が届きました。 ○これをもとに、特別支援学校教諭2種免許状の申請手続をとりたいのですが、どのような手続が必要ですか？	○「2種免許状の授与申請に係る手続方法」については、北海道教育委員会ホームページ内次の箇所に掲載されているため、参考としてください。 (該当ページに係るQRコード)  右のとおりです。 (該当ページに係るURL) http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/menkyo/toku-shimenbetsu7.htm

番号	分類	質問内容	回答
17	本講習修了後の特別支援学校教諭1種免許状申請手続きについて	<p>○本講習を受講後、北海道教育委員会から「学力に関する証明書」が届きました。 これをもちに、特別支援学校教諭1種免許状への上進申請手続きをとりたいのですが、どのような手続きが必要ですか？</p>	<p>○「1種免許状への上進申請に係る手続き方法」については、北海道教育委員会ホームページ内次の箇所に掲載されているため、参考としてください。</p> <p>(該当ページに係るQRコード) 右のとおりです。</p>  <p>(該当ページに係るURL) https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/menkyo/tokushimenbetsujoshin.html</p>
18	本講習修了後の免許状領域追加手続きについて	<p>○本講習を受講後、北海道教育委員会から「学力に関する証明書」が届きました。 ○これをもちに、免許の領域追加申請を行いたいのですが、どのような手続きを取れば良いですか？</p>	<p>○「領域追加申請の手続き方法」については、北海道教育委員会ホームページ内次の箇所に掲載されているため、参考としてください。</p> <p>(該当ページに係るQRコード) 右のとおりです。</p>  <p>(該当ページに係るURL) https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/menkyo/ryoukituika7-5.html</p>